只木ゼミ春合宿第4間検察反対尋問レジュメ

10

15

文責:4 班

- 1. 弁護側は C 説を採用しない理由の一つとして危険が現実化したかの「判断基準が明確で はないという点」(2 頁 6 行目)を指摘するが、B-3 説における「一般人に認識可能であった 事情」(2 頁 16 行目)の判断も基準が明確ではないのではないか。
 - 2. 弁護側は本間の検討において「行為時に一般人に認識可能であった事情及び行為者に特に認識・予見されていた事情を判断の基礎とし、また行為後の事情は考慮に入れず、因果関係を判断する。」(3頁21行目以下)としているが、行為者が被害者に致命的な傷害を与えて介在事情がその死期を幾分早めたにすぎない、いわゆる大阪南港事件のような場合でも「幾分早まった死」と実行行為との因果関係を否定することになってしまい、著しく正義に反するのではないか。
 - 3. 弁護側は本間の検討において「一般的には、意識を失っている人を海岸に寝かせても、砂末を吸って死ぬとは想像しがたい。」(3 頁 24 行目以下)としているが、その根拠は何なのか。

以上